□議員名:岡山明

1 道路の維持管理について

論点	草刈り作業の効率化を図る上で、国道、県道、市道を一括して行う
	広域的な作業が行われているか。
回答	国道、県道、市道、それぞれの道路については、明確に管理区分・
	持ち分があり、それぞれの管理者が草刈り業務を発注する。同じ時
	期に草刈りを行う状況ではない。それぞれの実施主体が判断したス
	ケジュールで行っている。

論点	歩道等の街路樹の根上がりによるトラブル、苦情が出ているが、保
	守はどう考えられているか。
回答	歩道等の隆起、いわゆる根上がりについては、平成30年度に市内
	全域の実態調査を行い、令和元年度から街路樹の根上がりに特化し
	た予算を確保し、危険度の高い箇所から順次補修を行っている。

論点	県道妻崎開作小野田線中ののり面に自然繁殖の高木等の街路樹があ
	る。台風の影響により、住民の方々への被害が出る可能性があり、
	早期の対応が必要不可欠である。相談も何年も前からあった。その
	高木がバッサリと剪定され、地域住民の方から大変に感謝されてい
	るが、今後も対応することは可能か。
回答	県に情報提供を行い、何らかの対応を進めていただきたいと伝えて
	V'< °

2 避難所や避難場所にもなる学校施設等の体育館の整備状況について

論点	小中学校の体育館はどこが指定避難所の対象となっているか。
回答	指定緊急避難場所として、市内70か所を指定している。現在の小
	中学校、小中高一貫校、1つは1つとカウントして、旧津布田小学
	校と旧厚陽中学校体育館を含めて全部で16か所である。

ニニュニュ シェニュ シェニュ シェニュ かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう おいしゅう かいしゅう かいりょう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう こうしゅう しゅうしゅう いっぱい しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう いっぱい しゅう いっぱい しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう いっぱい しゅう いっぱい しゅう	過去に指定避難所として開設し、使用された学校、体育館はどの程
	度あるか。日数、人数はどの程度か。

避難場所の開設状況だが、令和2年度から令和4年度までの3年間で99か所開設し、882人の方が避難されている。避難者数の多い施設としては、厚狭地区複合施設が7回開設し、人数が138人、回答 赤崎地域交流センターが6回開設し、人数が117人、高泊小学校が8回開設し、人数が101人、埴生地域交流センターが9回開設し、人数が61人、旧厚陽中体育館が8回開設し、人数が36人である。

論点 累計人数で100人を超えている状況がある。居住スペース、各避難場所の収容人数についてはどうか。 収容人数については、厚狭地域交流センターは288人、厚狭地区複合施設は471人、高泊小学校は342人、埴生地域交流センターは427人としている。この人数は、緊急避難場所として一時的に収容できる人数となっているが、避難生活が長期化して、長期の避難所が開設必要になった場合には、基準である3㎡以上のスペースが各避難所を確保することとしている。

論点 今までに1回の避難所の開設で、最大の受入収容人数は何人か。
 過去10年間になるが、一番避難者が多かったのは、令和元年8月の大雨警報のときである。当時の赤崎公民館に123名の避難者が来られた。このときは、近くの保育園が園児を連れて一時的に避難されたため、人数が多くなっている。それ以外の避難であれば、令和2年9月の台風に伴い、高潮警報が発令されたときで、埴生中学校に83名の避難者が来られている。

指定避難所となる学校施設の防災機能(生活確保に重要な機能、断水時のトイレ、照明、情報通信、備蓄、要配慮者への対応等)は確保されているか。

避難場所開設時に必要となる備品については、市役所、厚狭地域複合施設、埴生地域交流センターの敷地内に防災倉庫を設置し、食料、飲料水、毛布、簡易トイレ、簡易ベッド、パーティション、衛生用

品などを備蓄し、必要に応じて避難場所に輸送することとしている。 また、8か所の一時避難場所には防災用ロッカーを設置し、飲料水、 ビスケット、毛布等を保管しているほか、一部の避難場所にも毛布 等の備蓄品を保管している。備蓄品目や水量については、適宜見直 しを行っている。

論点	利用できなくなる場合等も想定して、マンホールトイレ、簡易トイ
	レ、携帯トイレがある。高齢者、障害者等の要配慮者の使用を想定
	した多目的トイレ等の確保状況はどうか。
回答	トイレについては、基本的には、その避難場所にある施設、避難場
	所の施設に設置してあるトイレ等の設備を使用していただくことを
	想定している。また、断水等により施設のトイレ等が利用できなく
	なった場合には、市の備蓄品や協定事業所等から調達する物資を利
	用することとしている。

3 投票支援カードの有効利用について

論点	投票の際に支援が必要な障害者や高齢者に対し、サポートがしっか
	りとできているか。
回答	投票記載台においては、車椅子用や座って記載できるような低床の
	記載台、手の不自由な方が投票用紙を押さえる必要のない投票用紙
	が滑らないようにするマットや、杖を置くための補助具などを設置
	している。視覚障害者のためには点字機や点字の候補者名簿、高齢
	者のためには老眼鏡を設置し、聴覚障害者のためには投票の手順を
	記したパネルや掲示物を用意し、必要に応じ、筆談によるコミュニ
	ケーションを取るようにしている。